

令和元年 提言書

令和元年 11 月

舞 鶴 市 議 会

目 次

第 1	はじめに	… 1
第 2	提言	
1	自主防災力の向上について	
提言 1	備蓄品整備の現状確認と地域の特性を加味した必要な支援の検討	… 2
提言 2	自主防災組織に対する支援の必要性の確認とその方策の検討	… 2
提言 3	自助・共助・公助の考え方や自主防災組織の意義などの周知・啓発	… 3
提言 4	女性消防団員の確保	… 3
提言 5	防災士資格の取得に対する支援の検討	… 4
提言 6	情報弱者に対するサポート（共助）体制の確立に関する啓発	… 4
提言 7	自主防災の担い手確保の重要性の周知	… 5
2	東西市街地の浸水対策	
提言 1	宅地嵩上げ助成の拡大と東地区浸水地域への助成	… 6
提言 2	道路側溝に係る清掃等の必要な支援	… 6
提言 3	浸水被害に対する資機材の研究と導入、配布の検討	… 7
3	障がい者支援について	
提言 1	難聴者への臨機応変な対応方法の検討	… 8
提言 2	手話通訳が可能な人材の確保及び養成	… 8
提言 3	手話通訳者及び要約筆記者の派遣の周知	… 9
提言 4	障害者しごとサポートセンター事業の啓発及び推進	… 9
提言 5	障害関係機関との連携強化	… 10
4	これからの自治会活動とは？	
提言 1	自治会間の情報共有のための仕組みづくりの検討	… 11
提言 2	自治会役員への負担軽減のため市からの依頼内容の精査	… 11
提言 3	相談窓口の周知とリーダー育成のための支援	… 12
提言 4	若者の人口増加のため政策の充実	… 12
提言 5	地域コミュニティ活性化のため財政的支援	… 13
第 3	聴取した意見をお伝えするもの	… 14

第 1 はじめに

舞鶴市議会では、平成 30 年 10 月に舞鶴市議会基本条例を策定し、その第 3 条「議会の活動の原則」において、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること（第 1 号）」を踏まえつつ、「市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと（第 2 号）」と決めました。

議会活性化特別委員会において、市民の意見を反映させる仕組みを検討し、平成 31 年 2 月に実施主体となる作業部会を立ち上げ、初めての試みとなる形式での意見交換会を実施することを決定しました。

これに基づき、令和元年 8 月 3 日・4 日の 2 日間、「市民と議会のわがまちトーク」と題し、延べ 132 人の参加者と議員とで少人数のグループをつくり、議会報告とあわせて、委員会ごとに設定した次のテーマ

- 総務消防委員会 ・ ・ 自主防災力の向上について
- 産業建設委員会 ・ ・ 東西市街地の浸水対策
- 福祉健康委員会 ・ ・ 障がい者支援について
- 市民文教委員会 ・ ・ これからの自治会活動とは？

に基づいてグループ討議を開催しました。これらグループ討議において市民の皆様から出された御意見について、各委員会において調査し、議論を重ね、議員協議会にて議員全員の合意を得た上で、議長から執行機関への提言を行うこととしたものです。

これは、舞鶴市議会の議会活性化の一つの成果であり、また、議会からの立案・提言によって、市政の反映に資することを大きな目的としております。

執行機関におかれては、以上の趣旨を踏まえ、これら市民の意見に真摯に耳を傾け、今後の取組に反映させていただくことを切に期待するものです。

令和元年 11 月 27 日

舞鶴市議会
議 長 上 羽 和 幸

第 2 提言

1 自主防災力の向上について

【提言 1】

地域で独自に一時的な避難場所としている公民館等への備蓄品の整備について、現状を確認し、地域の特性を加味した必要な支援を検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

災害時に、市指定の避難所までの距離や時間を考慮して、独自に公民館等を一時的な避難場所として定め、自宅では不安な住民等が避難している地域があります。

こうした避難場所では、避難者が食料品や水などを持参することを原則としているものの、地形、道路事情、高齢化率などによっては、一定の備蓄品を揃えておかざるを得ない地域があるものと考えられます。

しかしながら、地域でそれらを調達するためには、知識・技能面や資金面の不足、あるいは限界が課題として挙げられるものと考えております。

【提言 2】

自主防災組織に対する資金面、運用面及び介護人材などの支援について、必要性を確認した上で、方策を検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

市内各地で自主防災組織が結成されておりますが、その活動内容には差があるのが実情であり、その要因の代表的なものとして、資機材の調達等に係る資金面の課題、運営ノウハウの課題が挙げられます。

あくまでも地域の自主的な取組ではありますが、有事の際に機能するかどうかは人的被害の大小にもつながるものと考えられるため、市民の生命・財産を守る観点から、市としての積極的な関わりが求められていると考えております。

【提言 3】

自助・共助・公助の考え方や自主防災組織の意義などについて、市民に対する周知・啓発を更に積極的に実施していただくよう提案します。

[背景と課題]

自主防災組織が結成されていない地域は多く、結成されている地域においても、認識や取組に差があるのが現状であり、行政への過度な期待・依存により自ら判断し行動する意識が低いとの声が聞かれます。

市としては、地域の要請に応じた出前講座などを通じて、自主防災について啓発されているものと理解しておりますが、必要性や重要性を認識していない地域にこそ、その啓発が必要であり、地域の要請に応じて実施する受け身の姿勢だけでは十分とは言えません。

そうしたことから、自分の身は自分で守ることを原則とした自助・共助・公助の考え方や自主防災組織の意義・効果などについて、市民に説明する機会を市自らが積極的に創出していくことが重要なことと考えております。

なお、議会としましては、地域住民の意識高揚を促し、説明機会の創出に努めていくことを申し添えます。

【提言 4】

自主防災の担い手である消防団において、その活躍が期待され、必要とされる女性消防団員の確保に積極的に取り組んでいただくよう提案します。

[背景と課題]

自主防災組織と消防団との関わりは、地域によって様々であります。消防団は、火災時のみならず自然災害時にも活動する自主防災の担い手にもなっております。

また、自主防災の現場においては、女性への対応を中心に、女性の力が必要となる場面が増えている一方で、女性消防団員は極めて少ない状況にあります。

市として消防団員確保に向けた啓発等を実施されているものと認識しておりますが、加えて、女性の活躍の場であること、また、女性の力が必要とされていることを積極的に広報する等の取組が必要であると考えております。

【提言 5】

防災士資格の取得に対する支援について検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

防災士は、防災に関する十分な認識と一定の知識・技能を習得したことを認証する民間資格（特定非営利活動法人日本防災士機構が所管）で、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されております。

本市内においても、この資格を取得し、地域における自主防災のけん引役として活躍されている例があり、同資格の取得を勧奨することにより、自主防災力の向上が期待できるとの声が聞かれます。

全国的には、市町村が、資格取得に対する助成や、防災士養成研修講座を実施するなど、積極的な取組も見られるところであります。

防災士資格保有者の配員及び資格取得は、市として取り組まれております自主防災組織の結成、強化、育成にも寄与するものと考えております。

【提言 6】

防災情報の確達に向けた伝達方法の調査研究を続けるとともに、地域における「情報弱者に対するサポート（共助）体制」の確立と啓発に更に取り組んでいただくよう提案します。

[背景と課題]

防災情報については、防災行政無線、広報車、まいづるメール配信サービス、テレビ、FMまいづる、ホームページ、ヤフー防災アプリなど、あらゆる方法により発信されているものと理解しておりますが、依然として、「聞こえなかった」「分からなかった」という市民の声が聞かれることも事実であります。

特に大事な情報は、伝えたかどうかではなく、伝わったかどうか肝心であり、複数の手段を用いて自ら情報を収集する「自助」の周知も重要ですが、それが困難な、いわゆる情報弱者にも確実に届ける必要があると考えております。

【提言 7】

自主防災の担い手を確保するため、その重要性の周知に更に取り組んでいただくよう提案します。

[背景と課題]

自主防災組織や消防団などの自主防災の担い手が高齢化しており、地域を守ることが困難になってきているとの声があります。

自主防災組織の平均年齢は、統計的な資料がないため不明ですが、消防団員につきましては、平均年齢が年々高くなってきております。

一方、自主防災の活動として、実際に災害に対応する上では、体力面も重要な要素であることから、次世代を担う若い世代の積極的な活動が求められるところでもあります。

大災害が発生した地域においては、自主防災組織や消防団ばかりでなく、自治会に代表される地縁組織の重要性についても深く認識され、被災後、若い世代が地域の中心となって地域づくりに取り組む事例が多数報告されております。

このような事例を踏まえた上で、自主防災組織や消防団の重要性、意義などについて広く市民に理解を求め、若い世代の担い手確保のための取組が必要であります。

なお、議会としましては、地域住民の自主防災組織や消防団に対する理解を深める取組を通じて、担い手の確保につながるよう努めていくことを申し添えます。

2 東西市街地の浸水対策

【提言 1】

宅地嵩上げ助成の対象エリアを拡大し、東地区の浸水地域についても助成対象とすることを検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

東西の市街地のうち河川河口や沿岸部に隣接する地域においては、平時より浸水被害が発生しておりますが、豪雨災害と高潮が重なった場合には、被害はより広範囲かつ深刻なものになります。

西市街地においては、浸水被害を軽減することを目的に、住宅等地盤の嵩上げを行った場合に対してその費用の一部を助成する制度が舞鶴市にて設けられておりますが、東市街地には助成対象エリアが設けられておりません。

東地区においても、西地区同様の被害が発生していることから、嵩上げ助成の適用を検討することが必要であると考えております。

【提言 2】

市道・里道に係る道路側溝のうち、蓋が重い、固定されているなどの理由で地元での清掃が困難な箇所については、市において点検・清掃等の必要な支援をしていただくよう提案します。

[背景と課題]

道路側溝は道路に降った雨水をスムーズに排水するため必要な設備であり、その機能を維持するためには、平時からの点検、清掃が不可欠であります。現状では、主に自治会・町内会の自主的な活動として行われております。

このような中、道路側溝の中には、重い、固定されているなどの理由で蓋が開けられない箇所もあり、自治会・町内会での清掃が行き届かないところも存在しております。

大雨の際などにおける側溝の治水機能維持の観点からも、道路側溝を適切な状態に保つことは特に重要であると考えております。

【提言 3】

浸水被害に対して有効な新しい機器や配布資材の研究を行い、導入、配布を検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

近年、多様化の一途をたどる水害に対して、浸水対策についても様々なケースに対応できる多様性が求められるものと考えております。

浸水被害発生時には、以前から土のうステーションを設置し、土のうが配布されておりますが、重い土のうは女性や高齢者には扱いづらく、利用しにくいと考えます。より手軽に利用できるプラスチック段ボールや水土のうなど、新しい配布資材の導入の検討が必要であると考えております。

また、浸水対策に使用される機器についても、比較的取扱いが容易な水中ポンプを導入するなど、様々な浸水被害に対して、より有効な機器、手段を研究し、被害状況に合わせたきめ細やかな対応ができるよう、準備をする必要があると考えております。

なお、議会としましては、浸水被害時に有効な防災資機材についての調査に努め、その結果を市にお伝えします。

3 障がい者支援について

【提言 1】

補聴援助システム用機器の窓口への設置や貸し出しなど、難聴者への臨機応変な対応方法を検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

高齢化が進む中、75歳以上の高齢者の約7割が加齢性難聴になるとされており、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となるとともに、認知症リスクの上昇や、うつ病・運動機能低下の要因となる旨の研究結果が報告されております。

市役所窓口等においても、多くの高齢者が来庁され職員が対応されておりますが、聞き取りにくい等の理由から、円滑なコミュニケーションが図られず、対応に苦慮する場合があるとお聞きしております。

行事や会議の際には、移動型ループにより対応をされておりますが、携帯型のループなど、臨機応変に対応できる機器を窓口を設置する、貸し出しを行うなど、円滑なコミュニケーションが可能となる環境を整備する必要があると考えております。

【提言 2】

手話通訳が可能な人材の確保及び養成に努めていただくよう提案します。

[背景と課題]

平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」に手話が言語の一つであるということが明記され、日本においても平成23年に改正された「障害者基本法」に「言語（手話を含む。）」と記されております。

本市においては、「言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が平成30年6月29日に施行され、条例第7条2項において、言語としての手話の普及として、手話通訳ができる職員の配置に努めることとされております。

本市の職員採用試験の事務職上級の受検資格において、手話で日常会話ができることを条件に職員の採用に努めてはいるものの、採用には至っておりません。

年齢制限を緩和するなどの職員採用条件の緩和、職員向け手話講座の開催、舞鶴市聴覚言語障害者支援センター主催「手話奉仕員養成講座」への職員の受講派遣など、手話通訳が可能な人材の確保及び養成を図る等、市として条例の目的達成に向けた取組を進める必要があると考えております。

【提言 3】

市内行事や会合等における手話通訳者及び要約筆記者の派遣の周知により一層取り組んでいただくよう提案します。

[背景と課題]

手話通訳や要約筆記は、聴覚障害者や難聴者がよりよい日常生活や社会生活を送り、自立支援や社会参加促進のために欠かせないものであります。

本市においては、舞鶴市に住所を有する聴覚障害者が社会活動に参加する場合などに、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施しております。

しかしながら、高齢化に伴い増加している加齢性難聴者は、要約筆記の存在自体を知らないことが多く、聞こえにくさから外出を控え、地域コミュニティとのつながりが少なくなる結果、コミュニケーション、社会生活の質、健康寿命の低下を招く傾向にあります。よりよい社会生活を心身とも健やかに過ごすために、手話通訳者や要約筆記者の派遣が可能であることの周知啓発に励むなど、市として条例の目的達成に向けた取組を進める必要があると考えております。

議会としましても、議会活動における手話通訳者や要約筆記者の配置を今年度から実施しており、議会傍聴の促進のため、より一層の周知に取り組むこととしております。

【提言 4】

障がい者の就労場所の確保、就労定着支援のため、障害者しごとサポートセンター事業の啓発及び推進により一層取り組んでいただきますよう提案します。

[背景と課題]

本市において、平成29年6月から「舞鶴市障害者しごとサポートセンター」が開設されました。学校在籍時から本人の適性を把握し、企業と障がい者のマッチング支援を行うなど、学校、センター、行政等関係機関の連携により、障がい者の働く場の確保と就労定着支援がなされております。

その一方で、障がい者と雇用先とのコミュニケーション不足等による離職率が高いことは、舞鶴市に限らず全国的な課題であり、自立した生活を送ることが難しい賃金の安さ、障害者手帳未所持者ではあるものの支援が必要と思われる方の就労支援等ができていない可能性があることなど、障がい者雇用を取り巻く課題は数多く残されております。

障がいのある人が、ない人と同様に、能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようするために、サポートセンターの果たすべき役割はますます求められると考えております。

【提言 5】

よりよい障がい者支援を実施できるよう、市が主体となり、更なる関係機関との連携強化に努めていただきますよう提案します。

[背景と課題]

障がい者の支援に当たっては、教育・医療・福祉・労働の各分野や支援学校は府、小中学校は市等、関係機関が多岐に渡っております。また、身体・知的・精神障害の種別、程度等、人により様々であることから、個々人の状態に即した支援体制が必要となります。よって、障がい者の支援に当たっては、各分野の連携強化が必要であると考えます。

本市においても、舞鶴市障害児（者）施策推進協議会、京都府中丹圏域自立支援協議会、相談支援事業所連絡協議会等、障がい者に関わる機関が情報交換を行う場がありますが、事業所スタッフが自由闊達に討論、情報交換ができる場を設けるなど、市が主体となり、関係機関のより強固な連携を求める声も多くなっております。既存の協議体をより発展・充実させ、障がい者が日常・社会生活を送りやすい環境を整備する必要があると考えております。

4 これからの自治会活動とは？

【提言 1】

自治会間の情報共有による活動の活性化のため、まちづくり、地域づくり、人づくり等について各自治会のアイデア・取組事例を「広報まいづる」や「市ホームページ」等で紹介する新たな仕組みづくりを検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

自治会役員のなり手不足に関する問題や、地域行事への参加者が少ないなど、それぞれの自治会において様々な悩みを抱えております。

そのような状況の中で、各自治会が他の自治会の取組などについて情報共有を図る仕組みがあれば、各自治会が互いの活動を参考にすることができ、自治会活動の活性化や効率化、問題解決につなげることができると考えております。

なお、議会としましても、議員が把握した地域における参考事例があれば、積極的に情報提供に努める旨を申し添えます。

【提言 2】

自治会役員への負担軽減のため、市からの依頼による事務について、自治会役員の負担を可能な限り軽減できるよう、その内容について精査し、工夫していただくよう提案します。

[背景と課題]

自治会役員のなり手不足に関する問題においては、役員としての業務の負担感が重いと感じられていることが要因の一つとして考えられます。

市から自治会に依頼する文書の配付量や配付回数についての負担感は少なくないと思われ、その内容については整理が必要ではないかと思われれます。

また、市における事務手続の方法について、分かりにくいものもあるため、仕事を休んで市役所に出向いている市民もいるようであります。

さらに、市の新たな取組の中で、すべての住民への周知に関するような事業の場合であっても、自治会役員への過大な負担とならないよう配慮する必要があると考えております。

【提言 3】

自治会役員が安心して積極的に活動できるよう、自治会をサポートする制度や相談窓口について積極的に周知を図るとともに、個別の相談に応じていく中で、更に地域のリーダーが育ちやすい環境づくりの支援に努めていただきますよう提案します。

[背景と課題]

市民の中に、行政が自治会に積極的に寄り添ってほしいという声があり、行政の更なるサポートが求められていると思われています。

相談窓口として、地域づくり支援課が窓口として一本化されておりますが、その周知が不足していると考えられ、市民が気軽に相談できるように、窓口機能の周知と充実が必要であると考えます。

また、地域のリーダーの発掘・育成に関しても、今後、市のサポートがより重要なものとなっていくと考えております。

【提言 4】

若者の自治会役員のみならず手問題に関連して、若者が舞鶴を離れても帰ってこられるように、仕事の確保、若者に対する政策の充実について、より一層の取組を進めていただきますよう提案します。

[背景と課題]

自治会役員に若い人が就任し活躍してもらうためには、前提として、舞鶴に住む若者の数を増やしていくことが重要な要素であると考えております。

市として、既に様々な取組が展開されておりますが、少子高齢化、人口減少が進む中、その対策は急務であり、更なる充実が求められると考えております。

【提言 5】

より安心、安全で住みやすい地域社会としていくため、住民自らがコミュニティの活性化や新たなコミュニティの形成を模索する活動など、積極的な取組を行う場合において、既存事業の活用の拡大や予算措置など、更なる充実を検討していただくよう提案します。

[背景と課題]

自治会への財政的支援に関しては自治会振興交付金、報償費、地域集会所建設等事業費補助金、元気なまちづくり事業費補助金など、既に様々な取組がなされており。

少子高齢化が進む中、地域コミュニティを活性化させるための市の支援は、引き続き必要なものであり、例えば、元気なまちづくり事業費補助金については、活用している自治会は全体からすると一部であるため、更に多くの自治会の活用が望まれていると考えております。

第3 聴取した意見をお伝えするもの

委員会テーマ毎の意見・要望の中には、検討の結果、提言に至らなかったものがあります。しかしながら、様々な意見・要望を、貴重な意見として今後の市政に反映するために、執行機関に次のとおりお伝えさせていただきます。

1 自主防災力の向上について

- 1 河川の浚渫などの早期着工
- 2 榎川の改修
- 3 避難道2本の必要性
- 4 町内会長への個人情報開示の必要性
- 5 災害時の井戸水の活用検討
- 6 ため池の廃止縮小などの検討

2 東西市街地の浸水対策

- 1 排水ポンプ場における増水時の運用等の検証
- 2 指定避難所の見直し
- 3 災害対策に係る住民要望継続の大切さ
- 4 低地における公共工事開発と防災意識
- 5 メンタル面で支え合うための共感力の育成
- 6 ボランティア体験の共有
- 7 減災のための自然学習
- 8 防災減災等に係る公共工事への税金投入
- 9 安全な避難所の確保と避難所の見直し
- 10 安全な避難路の確保と避難体験の実施
- 11 各家庭への防災無線の設置とFMまいづるの活用
- 12 排水ポンプ・ゲートの設置
- 13 ICTの活用による情報の入手と避難マニュアルの見直し
- 14 浸水しないための公共施設の建設場所
- 15 ハード対策の計画性の確保と着実な実行
- 16 避難場所の周知の徹底
- 17 国・府・市の所管にこだわらない行政の汚泥処理と消毒の実施
- 18 近隣の消防団相互の連携の必要性

3 障がい者支援について

- 1 市主催行事への要約筆記者と手話通訳者の配置
- 2 要約筆記者と手話通訳者の市民理解の重要性
- 3 要約筆記周知のためのゆるキャラの作成

- 4 市独自の障がい者支援制度の創設
- 5 医療的ケア児に対する支援会議の開催
- 6 障がい者の立場からの物事の見方
- 7 市民と障がい者・その家族との意見交換の場の設置
- 8 市民・行政・障がい者の一体化と意識改革
- 9 障がい者に優しいまちづくりの推進
- 10 移動支援の利用条件の見直し
- 11 介護タクシーの利用条件の見直し
- 12 保幼小中からの障がい者との交流時間の機会増
- 13 障がいの周知の徹底
- 14 小学校からの障がい者教育
- 15 子供たちへの福祉学習、学校との連携強化
- 16 障がいを隠さないなど、家族の意識改革の必要性
- 17 地域で集える集会所のバリアフリー化と通訳者の活用
- 18 障がいに関する専門性の高いスタッフの育成
- 19 就労・生活支援員等の育成や情報共有の強化
- 20 車椅子通行時に障害とならない点字ブロック等道路の整備
- 21 聴覚障がい者のための災害時に役立つ電光掲示板の作成と設置
- 22 手話言語の条例に規定する内容の充実と取組の前進
- 23 障がいの条例に関するパンフレットの作成
- 24 障がい施設の介護職員の待遇改善
- 25 人工内耳や補聴器に係る議会からの政策提言
- 26 人工内耳や補聴器の補助に係る予算確保

4 これからの自治会活動とは？

- 1 役員の定年制や年齢条件の設定
- 2 隣接する自治会同士の合併や広域連携を図る組織への移行